

2023年10月24日

各位

株式会社シティインデックスイレブンス

コスモ社による株主意思確認総会開催に関する弊社らの考えについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社は、コスモエネルギーホールディングス株式会社（以下「コスモ社」といいます。）の株式を共同保有者分と合わせて議決権割合で約 20%所有する大株主です（以下、弊社とその共同保有者を合わせて「弊社ら」といいます。）。

本日、コスモ社は、同社が 2023 年 1 月 11 日付け（以下、日付けは別段の表示がない限り、2023 年の日付けです。）で公表した大規模買付行為等への対応方針（以下「買収防衛策」といいます。）に関して、「大規模買付者による当社株券等の大規模買付行為等に対する取締役会評価結果確定及び対抗措置発動に関する当社臨時株主総会における株主意思確認の議案上程についてのお知らせ」（以下「本リリース」といいます。）において、買収防衛策に基づく対抗措置を発動することの是非を問う株主意思確認総会（以下「本総会」といいます。）を 12 月 14 日に開催することを決定した旨を公表しました。

本リリースにおいて、コスモ社は本総会の決議を（MOM 決議ではない）普通決議により行うとしていますが、経済産業省が 8 月 31 日に公表した「企業買収における行動指針」では、「これ（MOM 決議）が許容されるのは、買収の態様等（買収手法の強圧性、適法性、株主意思確認の時間的余裕など）についての事案の特殊事情も踏まえて、非常に例外的かつ限定的な場合に限られる」と明言されており、仮にコスモ社が本総会において MOM 決議を強行した場合はこれに反することが明らかであって、MOM 決議としなかったことについて、コスモ社は当然の判断をしたに過ぎないと考えます。

また、コスモ社は、2022 年 3 月以降の資本政策の変更等により同社の株価が上昇したことに関して、あたかも同社が自発的に株主価値向上に向けた取組みを推進してきたかの如く述べていますが、これらはいずれも弊社らの働きかけの結果として実現したものです。そもそも、コスモ社は、弊社らが株主になるまでは、業界他社が在庫影響除き総還元性向 50%をコミットする中、在庫影響除き総還元性向が 10%にも満たない大変消極的な株主還元にとどまっていました。また、コスモ社の大株主であったアブダビ政府系投資ファンドによる 2022 年 3 月のコスモ社株式の売出し及びコスモ社が発行した転換社債の行使による希薄化の影響により、株価は暴落していました。アブダビ政府系投資ファンドが売出しにより売却したコスモ社株の価格は 1 株 2450 円でした。弊社らの働きかけ無しに、コスモ社による転換社債の買入れや、在庫影響除き総還元性向 60%、そして現在の株価は実現していなかったと考えます。

上記以外についても、コスモ社の3回にわたる情報リストに対する株式会社南青山不動産及び野村絢氏の3通の回答書をご覧いただければ明らかなとおり、コスモ社が本買収防衛策を正当化するための様々な主張は、いずれも合理的根拠を欠いており、誤りです。

弊社は、コスモ社に対する経営支配権の獲得は企図しておりません。また、株式会社南青山不動産及び野村絢氏は、大規模買付行為等趣旨説明書に「株主価値向上よりも保身を優先する貴社経営陣により貴社（コスモ社）の株価が割安のまま放置されていることから」同説明書記載の買付け（本買付け）を行うこととしたものであり、コスモ社の株価が割安とはいえない水準になれば、本買付けを行う理由が欠けることとなります。東証においても、PBR1 倍割れの上場企業に対しては PBR1 倍以上となるための取組みを推進することを強く求めています。弊社が望んでいることは、コスモ社経営陣が自らのマネジメントによって PBR1 倍以上の株価を達成することです。

敬具